

平成25年第2回 昭島市教育委員会定例会議事録

日時：平成25年2月14日

午後2時30分～午後4時53分

場所：昭島市役所 301会議室

昭島市教育委員会

○委員長（紅林由紀子） 皆様こんにちは。お忙しいところお集まりいただきましてありがとうございます。傍聴の皆様もありがとうございます。

それでは、ただいまから平成 25 年第 2 回教育委員会定例会を開会いたします。本日の日程はお手元に配布のとおりでございます。

初めに、前回の会議録の署名についてですが、既に調整を終わり署名も得ておりますのでご了承ください。

次に、委員会規則第 19 条の規定に基づく本日の会議録署名委員であります、3 番の石川委員と 4 番の小林委員でございます。よろしくお願いいたします。

続きまして、日程 4 「教育長の報告」をお願いいたします。

○教育長（木戸義夫） 2 月の報告と 3 月の予定につきましては、お手元に御配布のとおりでございますのでよろしくお願いいたします。

私のほうからは、教育再生実行会議についてお話をさせていただきます。

21 世紀の日本にふさわしい教育体制を構築し、教育の再生を実行に移していくため、内閣の最重要課題の一つとして教育改革を推進する必要がある。このため教育再生実行会議を開催する。との趣旨により、平成 25 年 1 月 15 日に開催が閣議決定されました。

構成は内閣総理大臣、内閣官房長官、及び文部科学大臣並びに有識者 15 人となっております。1 月 24 日に初会合が開かれました。

座長には鎌田薫早稲田大学総長、副座長には佃和夫三菱重工業代表取締役会長が指名され、まずは、いじめ対策について話し合い、2 月中をめどに提言をまとめる方針である。とのことであります。

教育再生実行会議は、第 1 次安倍内閣が平成 18 年に設置をした「教育再生会議」を事実上復活させたもので、月 2 回程度のペースで開催するそうであります。

いじめ対策では、文部科学大臣が「いじめ防止対策基本法」を、28 日招集の通常国会の会期中に議員立法で成立させるよう各党に呼びかける考えを示しており、実行会議では基本法のたたき台を検討する。とのことであります。

首長と教育委員会の関係など教育委員会制度の改革案についても 4 月中の提言を目指すこととされ、文部科学大臣はこの提言を受けて、中央教育審議会での議論を経て、平成 26 年の通常国会に関連法の改正案を提出したい。としています。

実行会議ではこのほかに大学のあり方、グローバル化に対応した教育、小中高校と大学の「6・3・3・4 制」の学制、大学入試を課題とすることとされております。

私のほうからは以上ですが、教育委員会の名義使用承認はお手元に御配布のとおり 1 件であります。よろしくお願いいたします。

以上です。

○委員長（紅林由紀子） はい、ありがとうございました。

教育長の報告が終わりました。ただいまの報告につきまして質疑並びに御意見などございませんでしょうか。

○委員（石川隆俊） 今のお話と少し関係がはずれますけれど、よく最近、教育委員会と

市長との間でいろんな問題があったり、そのような教育委員会のあり方とかそういうふうなことは、どのようにこれから考えていくのでしょうか。

○教育長（木戸義夫） 今、政府が考えているのは非常勤の教育委員さんの長、教育委員長が教育委員会の責任者になっているわけですね。これは常勤の教育長にその権限を移そうというような考えをもっているということですね。

○委員（石川隆俊） よく教育委員会、大阪の例なんかでは、若干の食い違いがあったり、そういうようなことなんかもこれから少し変わってくる。

○教育長（木戸義夫） 政府は教育委員会不要論という考え方はとっておりません。教育委員会が必要であるという立場ですから、その責任のあり方が議論をされるということですね。

○委員（石川隆俊） ただ今の形式的には恐らく、例えば市長とかそういう立場の人が推薦あるいは任命する形になっていますね。

○教育長（木戸義夫） ということですね。それは変わらないと思います。

○委員（石川隆俊） 一部は公選なんてところもありますね。

○教育長（木戸義夫） 公募という枠を設けているところもあります。

○委員（石川隆俊） なるほど。どうもありがとうございました。

○委員長（紅林由紀子） 教育再生実行会議ということでございますけれども、特に今の時点ではよろしいですか。それでは、これから答申が出てくるのだと思いますけれども、また、その経過について折に触れ御報告いただければというふうに思います。よろしく願いいたします。

それでは、以上で教育長の報告を終わります。

続きまして、日程5、議事に移ります。

議案第4号「昭島市特別支援教育推進計画の策定について」説明をお願いいたします。

○指導主事（稲富泰輝） ただいまから、昭島市特別支援教育推進計画の策定について説明をさせていただきます。

この計画は、昭島市の全ての学校のみならず、関係機関と連携して特別支援教育をさらに推進していくために、計画の策定の必要があります。今回パブリックコメントの内容をいただきましたので、その内容を踏まえ、策定委員会を検討した上で最終的に提案をさせていただくものでございます。今後、昭島市で特別支援教育を具体的に推進していくために、平成25年度から5年間をかけた「昭島市特別支援教育推進計画」となる予定でございます。

計画の策定のために、平成 23 年度から特別支援教育推進計画作成委員会を開催し、平成 24 年度は委員会の構成メンバーを拡大し、5 回の討議を重ねてこの案の提案となっております。

この計画の構成ですが、内容については 10 月の定例教育委員会で報告しておりますので、今回は策定委員会の最終回で出た内容について報告をさせていただくとともに若干変更した点がありますのでそちらを報告させていただきます。

まず、最終回に出た内容について御報告いたします。この計画については、策定のみならず具体的に推進していくために、その内容を検証していく必要があることを忘れてはいけない、これが 1 点です。そして、関係機関のみならず全ての市民が関わり計画を推進していく必要があること、これが 2 点目です。3 点目は学校向けにしっかりと説明会を行い、それに加えて研修会を充実させること、これが 3 点目です。そして 4 点目は、すぐに取り組むことができる内容については年次を早めて進めていくこと、これが 4 点目で意見として出されました。

それでは、前回の報告から若干変わった点について説明させていただきます。それでは、ページ数を申し上げますのでそのページを見ていただければ幸いです。

まずは 3 ページ、基本的な考え方です。こちらにつきましては上の段落に 3 点ほど段落がありますが、3 段落目の 2 行目、真ん中あたりに個別の教育支援計画や個別指導計画という文言がありますが、こちらについては順番を入れかえさせていただきました。この理由としましては、個別の教育支援計画があった上で具体的に児童生徒に指導していく個別指導計画というものがありますので重要なものを順番にさせていただいた次第でございます。

続きまして、若干飛びますが、ちょっと下のほうになってしまいますが 13 ページを御覧いただけますでしょうか。13 ページ、こちらは、一番下の枠に学校が行うこととございます。学校が行うことの 3 つめ、通常の学級の担任による特別支援学級や特別支援学校の見学までで前回とはどめていたところとございますが、先ほどの策定委員会の意見を踏まえて、研修会の実施ということを明記させていただきました。そのほか、若干変わっているところがありますが、今日は時間の関係で代表的な 2 点の報告とさせていただきます。

なお、本日検討いただき承認が得られた段階で、すぐにホームページに掲載させていただきます。同時に冊子の作成、概要版での市民への周知を図ってまいります。教育委員会事務局としては、スタートラインに立つだけではなく、今後の道筋をしっかりと立てて本計画を推進していく所存でございます。

以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（紅林由紀子） はい、ありがとうございました。

ただいまの説明が終わりました。本件に対しての質疑や御意見などお受けいたします。何かございますでしょうか。

前回のパブリックコメントを踏まえての一部修正検討していただいた結果としてこういうものになったということとございますが、ただいま御説明いただいた修正点のみならず、何か内容についても御質問等ありましたらお願いいたします。

あるいは御意見でも結構です。

○委員（小林和子） 16 ページの、プラン4、「関係機関との連携」の一番下、「学校間、学級間の教員連携の充実」のところなのですが、その中で、幼保小連携推進委員会での協議とか、一番下、「就学時等の会議における幼保小代表者の参加による連携の推進」と、とつてもこれ、大事なことかと思いますが、現在はどんなようになっているかちょっとお知らせいただければ。

○指導主事（稲富泰輝） こちらの幼稚園、保育園、小学校の連携につきましては推進委員会というものは実施をしてきたところでございます。ただこれは、校長や園長という代表者のところでありますので、理念のところについては情報交換をしたところでございます。この計画を進めるにあたって実務者の交流を深めていきたいというところで今、幼稚園、保育園と検討しているところでございます。具体的には小学校入学前の保育園、幼稚園の様子を、小学校の担任がまず見に行く。そして小学校に入った後に、幼稚園、保育園の先生が、4月、5月の段階で、小学校1年生になったお子さんの姿を見ていただいてどういうプログラムが充実していくのかということを検討してまいります。

また、特別支援教育に関していきますと、16 ページ（5）①の就学支援シートというものがございます。こちらの就学支援シートが、先ほど順番を入れかえた個別の教育支援計画にどのようにリンクしていくかということを検討していく必要があります。ですので、いろいろな書類をつくって行ってそれが実効性をもたないというよりは、いろいろな書類があるとしても、それを、例えば関連させるまたは統合できるところは統合して行って、児童生徒の支援のために充実したものになるために、この幼保小連携推進委員会等を活用してまいりたいと考えております。よろしく願いいたします。

○委員（小林和子） ありがとうございます。やはり、小学校入学する前に幼稚園、保育園でどのような子供たちの様子とかいうことを知るの小学校に入学してからの先生たちに大変大事な資料になるかと思っておりますので、ぜひ、今後も進めていただければと思います。ありがとうございました。

○委員長（紅林由紀子） ありがとうございました。ほかには何かございますでしょうか。
今のことに若干関連するんですけれども、7ページの就学相談に関わる部分なのですが、この背景などを読ませていただきますと、現在就学相談を受けて、判定を受けて、それで最終的には保護者の意思を尊重して就学先を決めているという現状があると思うんですけれども、それについてやはり、就学先が判定委員会と異なるケースが生じているというふうにあります、その子供たちの実態と将来を見通して適切なものとなるような相談体制と判断が大切であると書いてあり、また課題としては、そういった就学先を選択することができる体制が必要であると書かれているんですけれども、これについては、今の就学相談、就学判定のあり方を少し変えていくというような方向というふうな意味なのかどうか、ちょっとこの内容について御説明いただければと思います。

○指導主事（稲富泰輝） こちらについては、背景のところでは紅林委員長に説明いただいたところですが、判定について、まずは判定、そして伝える上ではやはり保護者のほうにいろいろと選択できて、理由があるものについて説明していく必要があるということを考えています。特に、今考えているところは、主に取り組む内容、担当課というところが②のところ、ここがかぎになっていくと思います。特別支援教育に関する相談窓口の一本化ということ。これはパブリックコメントでかなり言われているところです。ですので、学務課のほうに相談をして、じゃあ例えばその後入学したときに指導に関していけば、指導室となるような例もありました。そのときにやはり相談した担当者の方が、就学の判断のところもそうですし、その判断の後のところで、就学したところについて、やはり十分うまくいかないといったことがあったときには、また再度相談できるようなところ、これを一本化していくことによって保護者の方もやはり一度相談した方が、また判定した後に相談に乗ってくれるという体制をつくっていかうと考えております。ですので、判断材料のところを十分説明していくことにはなりますが、それでもやはり保護者の意向とこちらが説明した意向が、やはり相違があることが予想されます。そのところに特化するのではなくて、大切なことは、子供が就学した後にはどれだけ十分な支援ができるかということですので、この窓口の一本化に加えて専門家を配置して、巡回指導という形も、今この中でほかのページにありますが、検討していくことでございます。その点で見るとはなくて、ずっとその子の人生に寄り添う形でこの計画を推進できればと考えております。

ちょっと若干ずれた答えになるかもしれませんがよろしく願いいたします。

○委員長（紅林由紀子） いえいえ、はい。ありがとうございます。そうですね、やはり保護者にとっては、その子のどうしても一生という部分、あるいは学校においてこの何年間かずっと続いていく、この先を考えて本当にこれがいい選択なんだろうかという不安がすごくあると思うんですね。だからやはり、今おっしゃっていただいたような、点ではなくて連続した形としての相談体制というか、あとはその連続したこの先のこうなっていくっていうモデルというか、そういった部分をよく見せていただくような、そういったような説明をしていただければというふうに思います。

そして、やっぱり何よりも保護者の不安とか困惑とかそういった部分をすごくよく理解してそこを建議していただけると、その食い違いが少なくなっていくんじゃないかなと感じますので、その点も十分をお願いしたいというふうに感じました。

そして、その取り組む内容の1にあります、「継続した就学相談体制の構築」というふうにあります。これが今おっしゃっていただいたような就学してから以降も相談できる体制があるといったようなことなんでしょうか。

○指導主事（稲富泰輝） 今、委員長から御指摘があったところも含めています。ただ、こちらについて、このプランのところでは試行していかねばいけないんですが、就学相談をするにあたってどのようなプロセスにあるのかということを見えやすくするようなことも研究していかねばいけないんですね。今、就学相談にか

かってから判定が出て、選択するまでというところについては、時期によってちょっと保護者の方にお待ちいただくようなところもあるんですが、それは大体どれぐらいのめどで進めていくのか、進め方としてこのような進め方があるんですよということも見えて、継続というものは長い間ということではなくて、道筋を見ていただくという意味もありますので、就学相談の判定が出るまでのところも前のところも含まれていますし、その後の就学してからのところも、就学して終わりではなくて、その後の継続の部分も先ほどおっしゃっていただいたところもございます。

○委員長（紅林由紀子） 例えば就学した後に、その判定して就学したお子さんたちを定期的に見ていくみたいなそういったシステムというのはあるんですか。例えば病院で治療した後、一年後に再検診みたいな、そういうのありますよね。そういったような形でその就学した先で、うまくいっているかどうかとか、その道が本当に合っていたのかどうかといったそういったことを定期的に見るみたいなそういったことというのはされているんでしょうか。

○指導室長（宇都宮聡） 現在はそういったシステムはないんですけども、来年度の予算申請の中で巡回業務ということで臨床発達支援士と、それから特別支援学級で指導したところのある教員、派遣員ですけども、それを雇用しまして、各学校もしくは保護者の方からの要望に応じて学校巡回をしていくというシステムをつくる予定です。

それからもう一つは、教育相談室のほうが、今まで常駐の臨床心理士はいなかったんですが、いつでも行かれるようにということで、常駐の心理士を置くように来年度、予算申請をかけております。とりあえずそこから始めたいと思います。

○委員長（紅林由紀子） わかりました。ありがとうございます。そういった定期的に見ていくということは保護者にとってもやっぱり安心になると思いますし、やっぱり判断していく側にとっても非常に大きな力になっていくんじゃないかなと思いますので、ぜひよろしく願いしたいと思います。

ほかには何かございますでしょうか。

○委員（石川隆俊） その前に、用語説明が26ページのところにあるんですけども、ABCとか、あいうえお順とかそういうふうになっていないように思いますけれどもグルーピングが、例えば一種の様式というか組織、そういうものはグルーピングしてまとめたほうが見やすいんじゃないかと。例えば、何とか支援、この後に知的障害がきたり、学級支援のあとに言語障害がきたり、だからやっぱりそういう一連の障害についてはグルーピングしたほうが見やすいかなと。何か特別なわけなんですか。

○指導主事（稲富泰輝） すみません、こちらの表記の仕方につきまして、前のページから順番にしていたものですから。こういう形で今回やらせていただきましたので。

○委員（石川隆俊） ああ、そういう意味か。読みながら見ようってわけ。なるほど。

○委員長（紅林由紀子） よろしいでしょうか。はい、ありがとうございます。

ほかには何かございますでしょうか。

あともう一点質問させていただきたいんですけども、14 ページの、「特別支援学校教諭免許状の取得推進」というところで、これは特別支援学校で教えることのできるための免許なんだなと思ったんですけども、この免許状は、普通の一般の先生方は普通はお持ちじゃないのかと想像したんですけども、これを取得するのにどのぐらいの時間なり、お金がかかるかどうかわからないんですが、お金なりがかかって、非常に現実的な路線なのかどうかという部分が単純な疑問としてわいてきたんですが、この点はいかがなんでしょうか。

○指導主事（稲富泰輝） すみません、これは難しいところで。まず予算についてはその取得する大学、専門機関によってことになってきますので、一概に言えないところがございます。ただ、この取得までに向けて我々教員のほうの実務経験のところがあるんですが、最短で何年というふうな言い方をしているところもあります。ただそれも、ここに書かせていただいたとおり、夏期休業等を利用するといっても先生方もなかなか厳しいところもありますので、一概にその最短でとれるというものではないというところですよ。

ただ、今指導室として、ここは私どものセクションでやっていくものなんですけど、大学のほうから案内が来たときに、案内というのはさまざまなものがあるんですが、こういうような案内が来たときに、学校のほうに夏期休業期間の予定を立てる時に早めに配布していくこと、そういうことは続けていこうと思っておりますので。最短と実際に取れるというのは若干違っているようなところも御承知おきいただければと思います。

○委員長（紅林由紀子） じゃあ最短でも何年というレベルなわけですか。

○指導室長（宇都宮聡） 単位数が決まっています、それで固定級とか通級指導学級に通っている先生は優遇措置があります。で、その優遇措置は20単位だったと思いますけれども、これ全部取るのには、やはり2年から3年ぐらいはかかるような状況になります。

で、受講料に関しましては、先ほどの大学によって違うという部分はありますけれども、まあ1単位1万円近くはかかるなというふうに考えればいいと思いますけれども、やはり特別支援学級に勤務している先生方はやはりそれに関する興味関心が非常に強いものがございます。努力はして途中挫折する人もいらっしゃいますけれども、その道に進んで勉強するということはいろんな先生がされていると、そんな状況でございます。

○委員長（紅林由紀子） 実際に、そういう免許を取った方もいらっしゃることはいらっしゃるわけですね。教員になられてから。

○指導室長（宇都宮聡） はい。

○委員長（紅林由紀子） ああ、そうですか。わかりました。何かしらやはり応援する何かがないとなかなか厳しいかもしれないですね。わかりました。

ほかにはよろしいでしょうか。御意見などでも結構ですけれども、よろしいですか。

非常に5つの分野にわたって、推進計画を練っていただきまして、本当にいろいろ大変な御苦勞があったと存じます。本当にありがとうございます。そして昭島市では初めての推進計画ということで、非常に保護者からも高い期待が寄せられていると思いますので、実行にあたってぜひ大変なことも非常に多いと思うんですけども、ぜひ確実に一歩、二歩と前進していけるようによろしくお願ひしたいと思います。

そして、一点だけお願ひがあるんですけども、これを学校が行うというところをずっと見ていきますと、本当にますます学校は大変だなというのが正直なところですので、先生方がなお一層多忙になっていくのには違いないんじゃないかなと思いますので、これは、教育委員会全体としてのことになると思うんですけども、やはり先生方に関わる事務なり、報告書なり、会議なりを本当に今必要なものかどうかという見直しというか、先生方が本当に必要なことをやるために、軽減できるものはぜひ軽減していただきたいというふうに感じておりますので、その点を全体としてというか、お一人お一人で御検討いただければなと感じておりますので、何とぞよろしくお願ひいたします。というのが私のお願ひでございます。

ほかにはよろしいでしょうか。それでは質疑討論は終わりたいと思いますのでこちらは議案でございますのでお諮りいたします。

それでは、本件は原案のとおり決することに御異義ございませんでしょうか。
（「異議なし」との声あり）

○委員長（紅林由紀子） 御異義なしと認め、議案第4号は原案どおりに決しました。どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、議案の審議が終わりました。続きまして協議事項に移ります。

協議事項1「平成25年度教育施策推進の基本的な考え方について」説明をお願ひいたします。

○庶務課長（丹羽 孝） 協議事項1 平成25年度教育施策の基本的な考え方についてご説明を申し上げます。

この平成25年度教育施策推進の基本的考え方につきましては、平成25年第1回昭島市議会定例会において教育長が、市長の施政方針演説の後に表明するものでございます。内容につきましては「昭島市教育進行計画」に基づき5つのプランごとに記載されております。それではそのうち新しい事業などを中心に簡単に御説明させていただきます。

学校教育についての確かな学力の定着については、学力向上を主眼とした「昭島市立学校教育推進計画」のさらなる推進を図るとともに小学校4年生と中学校

1年生を対象に、昭島市独自の学力調査を実施し、学力の定着を図ってまいります。35人以下学級につきましては、東京都は独自に中学校第1学年で35人以下学級を実施する予定でありその適切な対応を図ってまいります。また、指導担当部門に統括指導主事1名を配置いたします。

裏面をお願いいたします。

特別支援教育については、昭島市特別支援教育推進計画の初年度でもあり、計画の着実な推進に努めてまいります。また、4月からつつじが丘北小学校に情緒障害等通級指導学級を開設するとともに、通級指導学級担任教員による在籍校訪問、臨床発達心理士による各学校への巡回訪問や相談、校内研修を実施してまいります。

次に、豊かな心の醸成については、新たに道徳教育推進委員会を設置し、学校の教育活動全体をとおして心の教育を推進してまいります。

学校規模の適正化等につきましては、昭島市立学校適正規模適正配置等審議会からいただいております答申をもとに、保護者、地域、PTA等各種団体の皆様に丁寧の説明し、合意形成を図ってまいります。

次に、健やかな体の育成については、1校1取組や、東京都スポーツ教育推進校の取組を実施するとともに、国や東京都の体力・運動能力調査などを活用し、児童・生徒の体力向上を図ってまいります。

次に、輝く未来に向かってでは、環境教育では、田中小学校に20キロワットの太陽光発電設備を設置するとともに「みんなで実行ISO」や「キッズISO」など、環境教育を推進してまいります。

次のページをお願いいたします。

国際理解教育については、中学生英語スピーチコンテストや、小学生英語チャレンジ体験事業、中学生海外交流事業を継続して実施してまいります。

また、小・中学校連携の日を中学校区ごとに各学期に1回設け、地域の特色を生かした取組みを実施してまいります。

次に、学校施設の整備については、清泉中学校除湿温度保持機能復旧工事ははじめ、施設の老朽化に対応した工事を実施してまいります。また、小学校全校のコンピューター教室の機器の買い換えを行います。校庭の芝生化につきましては、瑞雲中学校、武蔵野小学校で実施をいたします。

学校給食では、福島中学校の給食調理業務を民間業者に委託してまいります。

次に、生涯学習の推進では、次のページをご覧ください。

家庭、地域の教育力向上と活用では、「子どもと親の家庭教育講座」や「家庭教育セミナー」「土曜地域ふれあい事業」を実施してまいります。

図書館活動については、「第二次昭島市子ども読書活動推進計画」に基づき、子供の読書活動の活性化に努めるほか、「昭島生まれの郷土芸能三多摩車人形公演会」などを実施してまいります。

公民館事業については、第6期市民大学の2年次を開講するほか、対象別・課題別の各種講座などを開設してまいります。

なお、市民会館・公民館の耐震補強工事を含めた大規模改修工事に伴い、市民会館、公民館を9月30日まで休館とさせていただきます。

社会教育複合施設については、基本方針・基本計画に基づき、引き続き建設に

向けた検討を進めてまいります。

市民のスポーツの振興については、「昭島市スポーツ振興計画」を基本に、生涯スポーツ活動の推進を図っていくこととし、第68回国民体育大会軟式野球競技及びインドアペタンク大会をおもてなしの心をもって実施いたします。

また、「昭島チャレンジデー2013」を昨年に引き続き実施してまいります。

市民の文化芸術活動の振興については、「昭島市文化芸術の振興に関する基本方針」に基づき、市民の文化芸術活動の振興を図ってまいります。

また、昭島市の近代史として、本年度は「拝島村警防団の空襲記録」を発行いたします。

次のページをご覧ください。

最後に、公立小・中学校における急性アレルギー反応による給食での死亡事故や大阪市の公立高等学校での、部活動顧問による体罰を受けた生徒の悲しい出来事にふれ、それぞれ、昭島市教育委員会として、このような事故が決して起こらないよう対応いたしてまいりる決意を述べさせていただいております。

以上、はなはだ簡単ではございますが、何かお気づきの点等ありましたら、お聞かせくださいますよう、よろしく願いいたします。

○委員長（紅林由紀子） はい、ありがとうございます。協議事項1についての説明が終わりました。本件に対する質疑、御意見、御要望などございますでしょうか。

○委員（寺村豊通） この部の体罰の問題が世間でも出ていましたけれども、昭島市の場合には実態や何かは調査されたのでしょうか。

○指導主事（稲富泰輝） 後ほど報告資料6のところで御報告をさせていただく予定でございますが、現在小学校・中学校において発達段階に合わせて調査をしていく予定でございます。予定としましては、3月の定例会で報告ができるかと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

○委員長（紅林由紀子） はい、ありがとうございます。よろしいでしょうか。調査中ということでございます。

ほかには何かございますでしょうか。

○委員（小林和子） 1ページ目の、本年度昭島市独自に小学校4年生と中学校1年生を対象に学力調査を実施するという、あと経年データを分析してということで、やはり今後継続して、実態を調査していろいろ問題分析をしていくのは大事なことかと思っておりますので、こういうふうを実施されるのはよかったですと思います。ぜひそれを、次の5年生とか中学2年生とかそういうところにも効果があるようお願いしたいなと思っております。

あと、別件ですが3ページにあります、国際理解教育についてですが、今、小学校から英語、ALT授業など入っていて、これはとても私はいいいことだと思っております。というのは、中学とか小学校も高学年、本当はもうちょっと小さいとき、中学年あたりから実施されるといいなと思っておりますが、高学年、中学生になって初

めて中学生で取り組むから、さあやろうという子供さんもいるかもしれませんが反面、ちょっとかなり自我意識が出てきて、人前で話すのはだめとかって英語は苦手意識が出てきたりしますので、小学校から行うのはいいのかなと思います。

それで中学生の英語スピーチコンテストなんですけど、昨年初めて第1回が行われて、これはとてもいいことだなと私は思います。こういうことが得意な子供たちは、さらに英語のスピーチなどそれにチャレンジするのでもいいのではないかと思いますけど、ただ昨年拝見していて、大変中学校、小学校高学年から中学で習っただけの英語ではない、おそらく帰国子女とか、いろいろそういう方たちのスピーチが群を抜いてすばらしい優秀なお子さんで、それはそれでよかったと思います。そういうお子さんもご自分の能力を伸ばすということで、そういう晴れ舞台というか、そういうところで実力を発揮できてよかったと思いますが、一般の本当に初めて小学校から中学校で英語を学習した子供たちも、ああいうコンテストにぜひチャレンジできるような、英語の得意な人だけがやるものではないというそういうような場になっていけるように、ぜひ今後御配慮をお願いしたいなと思います。そうすると、広く中学生一般の子供たちがやろうという気になるのではないかと。見に来た子供たちは、あれ見たらとても自分はだめだなんていうことになってしまうと、やはり中学生の国際理解を裾野を広げることにはならないかなと思いますので、よろしく願いいたします。

○指導主事（稲富泰輝） 小林先生ありがとうございます。中学生英語スピーチコンテストにつきましては、やはり第2回に向けて実施方法を改善してまいりたいと、今考えているところです。定例教育委員会でも過日申し上げたところですが、例文を出してそのとおりに読んでいくレシテーション部門というところは前回報告したとおりに検討しているところですが、私のほうで英語スピーチコンテストの全国大会規模のものを1回見させていただきました。その中であったことなんですけど、やはり今回は英文を参観の方に配っていなかったもので、耳から入ることで聞いていただいたと。その中に難しい用語があって、わかっている人はわかるんだけどちょっと自分とは違う世界になってしまっているなという面がありました。で、全国大会を見たときに出ていたのは、長い短いは別にしても、その子が日本語で概要版としてこういうことが言いたいんだということを示していましたので、ですのでその内容と相違がないように進めていくこともその文をつくる子供たちに必要かなというふうに思います。

また、今回1回目ということで事務局として考えたのが、中学校のALTにかなり事前指導していただいて、その中で難しい英語になったなというところがございますので、やはり熱心になることはいいのですが、やはりその子が英語を使ってみようという気になるようなやり方を検討してまいりたいと思います。

この委員会で出た意見も参考にして今後進めてまいりたいと思いますのでよろしく願いいたします。

○委員長（紅林由紀子） はい、ありがとうございます。よろしく願いいたします。ほかには何かございますでしょうか。

○委員（石川隆俊） ちょっと半分冗談にもなっちゃいますけど体罰というものは、私どもは実際に小学校の時に経験をしていますし、自分が悪いときにびしゃっとやられるときにはこれはしょうがないというふうに思ったこともありますし、我々の年代の人はたいていみんな経験しているんですね。今は先生がやっちゃいけないことになっているわけだけど、例えば親が子供をびしゃっとやることだって今あるんですかね。私は、体罰というか、子供のおしりをびしゃっとやってもいいのかどうか、ちょっと今そのように思ったんですけどね、いかが思われますか。

○委員長（紅林由紀子） 委員の皆様はいかがでしょう。私は父に体罰を受けていたことはもちろんあります。子供にはどうかということは、この場でプライバシーの問題もあるかとは思いますが、決してなくはありませんが、本当に最小限という形で決してないわけではありませんけれども、その後でそのことに対しては、私は自分の考えでもって子供にそのことについては謝ります。それは私の考え方なので、それがいいとか悪いとかの問題ではないと思うんですけども、どうしてそうしたかということと言います。ただ、子供が小学校に上がりまして、いろいろ子供を観察したり、いろいろ周りを見たり、いろいろ自分のことを考えたりいたしまして、私はやはり体罰は、正当化することは、手法はやり方はいくらでもあると思うけれども、やはりよくないなと今は考えております。というのはやはり、ここの中にも年代的に恐らくは体罰を受けた経験のある方はたくさんいらっしゃると思うんですけども、多分そのことはよく覚えていらっしゃると思うんですよ。覚えているということは、やはりとても心に何かこう、そのことによって傷を受けたことがあるんじゃないかなと感じるわけです。

うちの父は教育に対して非常に厳しい人でしたので、計算問題を間違えたということで、その数だけ私を叩いたという経験がですね、恐ろしい話だと思うんですけども、ありました。それによって私は間違えないようにしようということに対しては非常に真剣になりました。けれども、そのことをやはり大人になっても忘れることができないという部分は、やはり心の中にそれなりの傷を負ったというふうに私自身は感じています。ですので、やはり、それをしなくてもやる手法はほかにあるんじゃないかなと私は今考えています。だから、子供に対しても本当に自分がどうしようもなくこれを伝えるためにやってしまったことはあるんですけども、やっぱりそのことを思い返して、あれはほかの手は使えなかったのかなということをしごく自分自身で考えるように今はしています。

ですので、この問題もいろいろ賛否両論あるんじゃないかなと、体罰についてですね。あれは愛のむちだったというふうに思う方もたくさんいらっしゃると思うんですけども、もっとよく頭を働かせれば、それをしない方法は必ずあるんじゃないかと感じています。

きょうの朝日新聞で、お子さん、その自殺したお子さんが、本当はその先生に出したかった手紙の中身が載ってまして、それから実際に出した手紙の中身の趣旨が載ってました。やはり本当は先生にどうして自分だけがそうされるのかという矛盾についてしごく問いたしたいという気持ちを持っていたように、その新聞を見ると思います。ですけども、実際に出した手紙にはそういうことには全然突き詰めない表面的に言われたとおりのことを、これこれをします、これ

これしますというような手紙を出したように新聞には書いてありました。だから本当にその子の気持ちをちゃんと理解して、その上でちゃんとわからせることはあるんじゃないかというふうに、私は今のところ信じて頑張っていきたいと感じております。

○委員（石川隆俊） よくわかりました。私なんか、その体罰を受けて非常にもうしょうがないと思ったこともあるし、反発を覚えたこともありますね。一例を挙げると、女性の先生が臨時の講師で来た時小学校4年かな、全員で机の上に立ち上がって大騒ぎをしたら、今度は本当の担任が現れて全員ぶたれたということがあります。これはしょうがないと思ったんですね。それから、次にあるときに、何もしてないのにある先生からたるんでるってやられたときには本当に私はむかついて今でも覚えていますね。場面、場面でやられたときにしょうがないということもありましたね。私も随分体罰を受けましたよ。決していい子じゃなかったですから。

○委員長（紅林由紀子） はい、ありがとうございます。というふうにやはり皆さんが忘れられないということがどういうことなのかなということは、私は非常に大事なことなんじゃないかなと感じています。

○委員（小林和子） 私も関連して。私自身が先生方から体罰を受けたことはないんですけどね。よくクラス会とか同期会とかで話していると男の方たちは、やっぱり先生にげんこつもらったとか何とかって話をしています、それこそ今60を超えた人たちでもやっぱりそういう話をしている。それを受けたからそれでよくなったという話はあまり聞いていません。ただでも、自分たちもいけなかったことをしたからそういうふうにやられたんだろうってというような話はしています。けれども、やっぱり何十年たってもそういう痛かった記憶は残っているみたいで、やっぱりそういう方法ではない方法でもっとしかるということはできなかったのかなんていうことは思います。

私は、自分の子供にもほとんど小さいとき手を上げた記憶がない、1回だけ叩こうとしたら子供のほうがごめんなさい、ごめんなさいと逃げて、すごくそれを嫌がったもので、やっぱりそういうふうに叩くのっていけないんだなって、それきり手を上げるようなことはしなかったんですけど、それでも言うて聞かせればわかるんじゃないかなって。よく小さいときって、私の母もそうでしたけれども、面と向かって座らせてこんこんとお説教という感じでしたけれど。そういう形で学校の子供たちにもやっぱり体罰というのは、今度担任の立場になると、体罰というのはよくない、やっぱり子供にはその恨みだけが残るんじゃないかなって。むしろそういういけないことをしたら、先生は、悲しいというそういう心情面に訴えるほうが効果的だったようには思います。現実そういう生やさしいものではないかもしれませんが、だからといって体罰が決して効果的な方法ではない。やっぱり子供に言うて聞かせるとかそういうような方法で、何か解決をしていくようにしていったほうがいいのではないかなと思いますよね。でないとだんだんエスカレートしていくと、結局中学なんかだと、先生がそういう

ことをすると今度は生徒のほうが体力が勝っているような時、場合によっては今度は先生を逆に殴ってしまうというようなことも起きかねないから、案外と担任と子供という立場になると、心情面に訴えるほうが余計痛いというふうには思いました。

○委員（寺村豊通） 今話を聞いていて、親父は忙しかったのであまり話したりとか叩かれたりというような記憶がないんですけど、兄弟がいたものですから、すぐ上の兄がしょっちゅう私のことを、何かあると叩くんですね。そうやって育ってきた世代だから、やっぱり家でこうやって叩かれているとね、自分が今度外へ行って友達が何かできないとやっぱりすぐ叩くんですね。だからそういったような連鎖というのができてくると思うんですけども、それは中学に入って友達に言われてああそうかと思ってね、それからやらないようにはしたんですけども。

あと子供はやっぱりどうしても悪いときはやっぱり何回か手を上げることはもうしょうがないですよ。ただやっぱり普段の子供の接し方、普段の愛情の持って行き方というか、愛情をかけているとか、一番手っ取り早いのは食事を一緒に取る、できるだけ食事を一緒にとって、やっぱりテレビとか見たり云々しないで、今の話題を、社会の何でもいいですし学校のこともいいですし、話題を話しながら子供がそういった話の会話の中から自然と親の意見を聞いていたりとか、子供の気持ちを聞いていたりとか、そういったような食事をしながらそういった話題とか家族の共通性とかそういったものが自然と身についてくるのが家族のふれあいなのかなという気はしています。ですから、いろんなことがあっても、子供はやっぱりおふくろの食卓ではないですけどね、やっぱりお腹が空けば外のものを食べるよりうちのものを食べた方がおいしいんだという気持ちで食事につくと、やっぱり和やかな感じになりますしね。そういったのが一番いいのかなと家族の大切さというところがでるんじゃないかなとは感じています。

○委員（石川隆俊） 確かに体罰はね、これは後に残りますよ。特に小さいうちはやらないほうがいいですね。ただね、体罰の幼年期と少年期は違うんですね。少年期なら、本当親とけんかになりますからね。これは本当のけんかですよ。だんだん、だんだん。そうすると今度はけしからんということになるでしょ。向こうも親をけしからんと思う。だからその辺は上手に分けたほうがいいでしょうね。私もそれは決してそんな簡単じゃない、いろんな意味で苦勞をしましたよ。ただ、私の場合は絶対手は上げなかった。私も子供には手を上げたことはないでしょうね。ただ、押し入れには入れましたよ。

○委員（小林和子） 今お話ししていてちょっと思い出したのは、クラスの子供の中にとっても乱暴な子がいて、すぐ人を叩いたりする子供がいて、それは結局いろいろ話を聞いたり調べたりすると、親御さんがやっぱりすごく叩くんですね。自分の子供をしかるという本当にいけないからしかるという体罰ならまた別かかもしれませんけれども、何かにつけて、自分が怒って叩くというような、乱暴な父親にしる、母親に限らずそういうふうに親御さんが子供を何かにつけて叩くという家庭は子供もそういうふうに友達に乱暴にすぐ叩く子供になるのはほとんどそうだし

たね。だからやっぱりそういう点で、家庭でもむやみやたらと子供を叩いちゃいけないんだということは思いますね。

○委員長（紅林由紀子） 本当にそうですね。やっぱりそういうことを社会全体としてというかね、この中に学校と家庭のという連携推進事業という文字もありますけれども、本当に学校も家庭も含めてそういうことを非常に大事だということを伝えていければいいですね。

体罰についてはよろしいでしょうか。

○委員（石川隆俊） 大変参考になったし。大体似ているんですね。確かに。どういうふうに考えています？

○教育長（木戸義夫） いい悪いの問題じゃなくてやっちゃいけないものだと。

○委員長（紅林由紀子） ということでございます。

ほかには何かございますでしょうか。

この豊かな心の醸成についてということの部分の中で、道徳教育推進委員会というのを設置し、ということで、人権教育推進委員会というのと結構だぶるのかなという先ほどの会議は少なくしてほしいという部分にも関係するかもしれないんですけど、これはやっぱり全然別物なのでしょうか。

○指導主事（稲富泰輝） 会議のやつでみると確かに重なって見えるような表記になるのですが、人権については先ほど体罰の話もありますけれども、相手のことを大切にしているのであればそういう行為にはやはり至らないだろうというところでこれは学校の全教育、いつも意識していかなければならないということで、これはいわば、指導室の筆頭にあげたいという委員会でございます。

道徳については、どちらかという今東京都のほうで新しい副教材といって道徳の指導においてこういう留意点がありますよというところがありますので、先生方にも御参加いただいたところがありますけれども、道徳授業地区公開講座、こちらについて授業は公開する、意見交換会も一応やるけれども、もう一つ何とかならないかというところがありますので、そのところについて会議にも伝えているところがありますが、このところについていい方法について検討していくところがあります。

道徳教育というものはやはりすぐに効果が出ないものでございますので、その中でどういうことに留意していかなければいけないのかということをやっていく会議です。ただ、東京都のほうの教材が今年、3月のどこで小学校のほうでも全部そろいますので、そのところのポイントが絞られたところで先ほど委員長からいただいた意見も踏まえて整理できるところは、この二つだけではなくて検討してまいりたいと思いますのでよろしくをお願いします。

○指導室長（宇都宮聡） 人権教育推進委員会のほうは、東京都が定めている人権課題というのが九つございます。女性とか子供とか、それからアイヌ系の方とかいう人

権課題があって、その課題を全教育活動を通じて指導していく。例えば社会の中で、家庭科の中で、算数の中でということになっているわけですが、そういった人権課題をいかに解決していくのかということを進める委員会でございます。これは本教育委員会の教育目標の筆頭にあげられている内容でございますのでそれを推進していく、そういった委員会になっております。

来年度、人権教育推進校も一校設けますので、その学校の取組を中心に昭島市全体に広めていく、そういった委員会になります。

道徳につきましては、今の副教材の話もありますけれども、道徳の内容項目というのがございまして、その内容項目が、中学生の子供たちだと 28 項目、思いやりとか愛国心とかそういったものが並んでいるわけですが、低学年の子供たちは 22 項目で少ないんですけれども、その内容について道徳の授業をとおして、どのように子供たちにそういった内容項目を身につけさせていくのかという道徳の授業をどう進めていくかという、そういった内容について検討していく、そういった委員会でございますので、目的的には両委員会共違うのかなと判断しているところです。

以上です。

○委員長（紅林由紀子） ありがとうございます。

○委員（小林和子） 1 ページ目にあります、教員の指導力向上のために初任者研修とか、2、3 年次研修、4 年次授業観察というふうにあるのですが、今若い先生たちが多いので、やっぱりその向上のために先輩教師から学ぶとか、また経験者の方たちのお話を聞くとかそういう研究をすることは指導力向上に役立ついいことだと思います。ただ、やはりそういう若い先生でも子供たちと一緒に成長していく、子供に接することが一番大事なことかなと思いますので、ぜひそういう時間があまり子供と接する時間が少なくならないように、研修の報告書だってね、研修すれば報告書というのを書くようになるかと思うのですが、できるだけ簡素な簡単なものという形で、先生たちに実際にその研修が生きるような、授業にも子供たちとの生活にも生きるような、そういう時間をなるべく多くしていただけるように、ぜひ工夫していただきたいと。よろしくお願ひしたいと思います。

○指導室長（宇都宮聡） おっしゃるとおり、子供と接するのが一番の研修になるかなというふうに思っておりますけれども、初任者研修は法定研修、2、3 年次研修については条例研修、東京都で必修研修になったんですね。こういった内容で指導しなさい、やらせなさいということが決まっていますので、報告書の簡素化とかそういうところの工夫はできるかとは思いますが、そういった中身で育成を長い目で見て育てていきたいなと思っております。よろしくお願ひいたします。

○委員長（紅林由紀子） よろしいですか。それでは、先ほどの道徳推進委員会については理解いたしました。それで、稲富先生がおっしゃっていたように、やはりその後の保護者の懇談会とか非常にどこの学校も苦勞されていらっしゃるようすだけ

れども、そこの今のこの部分が続きのところに、学校と家庭の連携推進事業という部分がありますけれども、そういったものがそれにあたるのかどうかよくわからないんですが、やはり学校と家庭が同じ場に立っている協議するとか、そういう場がもっと活性化する方法をぜひ御検討いただきたいなと思っています。やはりそういう場でも本当に来てほしいような保護者の方はなかなかお見えにならないということはどこの学校でもよく聞くことですけれども、やはり保護者だけを集めようとする、どうしても行く、行かないは本人の自由になってしまって、そんなところに行きたくないわというような保護者の方も結構多くいらっしゃるようなので、子供を交えて一緒に何かをすとか、子供の、例えば学習発表会みたいな場はかなり保護者の方いらっしゃいますよね。何かそういうような形式を利用したりとか、何かもっといろんな保護者の方に参加していただけるような手だてを、まあ、この道徳推進委員会で検討される場なのかはわかりませんが、御検討いただければと感じました。

これ、全校で、学校と家庭の連携事業全校実施というのは今までは全校でやっていたわけではないんですか。具体的にどういう場のことをいうのか、すみません。

○指導主事（稲富泰輝） これは、平成24年度まで全校ではなくて、中学校は今現在全校やっていますが、小学校は一部の学校という形になっております。平成24年度から小学校全校にもこちらの事業は推進していくということで、ここに書かせていただきました。具体的な内容は先生方に説明した中では登校支援員が近い形になるのかなと思います。要するに登校とか、あとは家庭のほうで悩んでいるところで、例えば保護者の方が学校に行きなさいと言っても子供がなかなか行かないといったときに、じゃあ一緒に学校に行ってみようかといったところもありますし、あとは学校の中に登校したとしてもなかなか教室には入れないといったお子さんもいらっしゃると思うんですね。そういったときに、じゃあ保健室行きなさいとかその部屋で待ってなさいとかいうことではなくて、この支援員と一緒に関わっていくということになります。ただ登校支援と違うことにつきましては、登校支援だけではなくてその子が悩んでいる悩みについても一緒に話を聞いていくというような事例も小学校の中に出てきておりますので以前よりも幅広く、まず学校の先生が授業のほうに専念しながら、それ以外のところなかなか時間がないといった中でもそれを補完的に動く役目がこの学校と家庭の連携推進事業の支援員の役目だと思っておりますので、そこら辺で、来年度は小学校も全校やっていきたいと考えております。

○委員長（紅林由紀子） すみません。私は全然勘違いしていました。この連携推進事業はそういうもののことを指しているというふうに理解していなかったもので、失礼いたしました。わかりました。

そうですね、やはり先生だけではやっぱり連携しきれない部分があると思いますので、保護者がすごく積極的で学校にどんどん顔を出していくような、そういうタイプの保護者の方もいらっしゃいますけれども、本当になるべく近寄らないようにというような保護者の方もかなりいらっしゃると思いますので、そういう

家庭とでもうまく連携していけるような事業は本当にやっていただけると助かると感じますので、ぜひよろしく願いいたします。

ほかには何かございますでしょうか。よろしいですか。それでは、長くなってしまいましたけれどもほかにはないようでしたら以上で協議事項1を終わります。ありがとうございました。

それでは、協議事項2「昭島市教育振興基金条例の一部を改正する条例」の説明をお願いいたします。

○庶務課長（丹羽 孝） 協議事項2、昭島市教育振興基金条例の一部を改正する条例につきまして御説明いたします。

まず、昭島市教育振興基金についてでございますが、経済的、安定的に事業実施を行うため、平成21年度より防衛省の再編交付金の一部から教育振興基金を設けており、今までに、小・中学校外国語指導補助員配置事業と中学生海外交流事業の財源として活用しておりました。

ここで、防衛省の再編交付金が何かと申しますと、在日米軍の再編計画、在日米軍の体制や基地機能を再編成することに伴って、これに関係する自治体に米軍再編で基地負担が増える自治体に対して交付される交付金で、昭島市は平成19年度より対象自治体として交付を受け、平成28年度までの10年間で総額は7億7,866万7,000円を交付される予定です。このうちの一部、約2億5,000万程度を昭島市教育振興基金に積み立てて、教育関係の事業に充てる予定としております。ちなみに、この再編交付金については、多摩では、立川市、羽村市、武蔵村山市、福生市、瑞穂町、昭島市の5市1町に交付されております。

それでは、条例改正について提案理由でございますが、平成21年度より、基金を処分しながら小・中学校外国語指導補助員配置事業と中学生海外交流事業を継続的に実施しておりましたが、平成25年度より事業を拡大するためには、新たに基金の処分について規則で定めるよう防衛省の指導があり、そのため、昭島市教育振興基金の処分に関する規定を改めるものでございます。

改正内容につきましては、裏面の「新旧対照表」を御覧ください。第6条中の「事業」の次に「のうち、規則で定めるもの」をつけ加えるものでございます。

その規則についてでございますが、次のページの参考資料の「昭島市教育振興基金条例第6条の事業を定める規則（骨子）について」を見ていただくと、基金を処分できる事業といたしましては現在まで活用しております、(1)小・中学校外国語指導補助員配置事業及び中学生海外交流事業に加えまして、(2)特別支援教育通級指導学級指導員配置事業と、(3)学力調査事業、(4)学校図書館支援員配置事業の3つを加えさせていただくこととしております。

なお、基金の処分計画では、(1)小・中学校外国語指導補助員配置事業及び中学生海外交流事業につきましては、平成33年まで、そのほかの今回追加した3つ事業は、平成28年度まで基金をそれぞれ活用する計画でございます。

以上の内容なんです、条例改正ということですので、今議会で審査をすることとなります。

説明は以上となります。よろしく願いいたします。

○委員長（紅林由紀子） はい、ありがとうございました。昭島市教育振興基金条例の一部を改正する条例ということでございますが、この件につきまして何か御質問や御意見ございますでしょうか。

この各事業を定める規則の中身なんですけれども、この事業の中で先ほど御説明いただいたような、(1)については33年までで、そのほかは28年までというのは、それは何に基づいてそういうふうになっているんですか。

○庶務課長（丹羽 孝） それにつきましては、まず、以前からあるこの基金につきましては、中学海外交流事業と外国語指導補助員事業を行うということで防衛省で協議いたしまして33年度まで行うということで基金の活用を予想しておりました。そのとき基金額が約2億2,000万ぐらいもらえるということで、活用期間を計算しております。交付金全体で先ほど言いましたように合計では約7億ありまして、それにつきましても、その年々の昭島市の財政状況でどういうふうに使わせていくかで、それについて余裕があれば基金のほうにくることもあるし、余裕がなければ違う事業で全部充てることももちろんできますので、そういった形で計算した結果、3つの事業に使える金額を割り返すと25年から28年ぐらいしか持たないということでございます。

○委員長（紅林由紀子） じゃあ、それ以降は、まだ29年度以降は、まだこの事業についてはどうなるかわからないという形ですか。

○庶務課長（丹羽 孝） それにつきましては、一応今はその財源は充てるということなので4年間は安心して継続して実施できると存じます。それ以後につきましては、また市の一般財源で行うか、そのときの考えになるかと思えます。

○委員長（紅林由紀子） はい、わかりました。

ほかにはいかがでしょうか。どれも非常に重要な、ありがたい事業だと思いますので、このような財源があつてよかったなという感じがいたします。ということで、この件につきましてはよろしいですか。

それでは、以上で協議事項2を終わります。

それでは、続きまして報告事項に入らせていただきます。報告事項1「平成24年度昭島市一般会計第6号補正予算（案）〈教育委員会関係〉」について説明をお願いいたします。

○庶務課長（丹羽 孝） 報告事項1 平成24年度昭島市一般会計第6号補正予算（案）〈教育委員会関係〉について御報告いたします。

この第6号補正予算（案）につきましては、平成25年2月26日から3月21日まで開催を予定しております、平成25年第1回昭島市議会定例会に提案を予定しているものでございます。

まず、歳入でございますが、施設の改修工事が終了したことにより、工事契約の金額の減や、補助対象工事範囲の見直し等により、減額、増額等があり、補正歳入合計では、862万6,000円の減額となっております。

裏面の歳出でございますが、工事の契約差金の減額と事業が終了したことによる不要額の減額等が主で、増額については、この冬の寒さや燃料単価の値上がり等の影響で、水道光熱費関係を市立会館をはじめ3施設で行っております。補正歳出合計は、6,665万7,000円の減額となっております。

以上です。

○委員長（紅林由紀子） はい、ありがとうございました。この件につきまして何か御質問や御意見はございますでしょうか。

特にはよろしいですか。では、この件は終わりたいと思います。

それでは、続きまして報告事項2「平成25年度昭島市一般会計予算（案）〈教育委員会関係〉」について説明をお願いいたします。

○庶務課長（丹羽 孝） 平成25年度昭島市一般会計予算（案）〈教育委員会関係〉について、御報告いたします。

この内容につきましては、大変申しわけございません、まだ決定したのではなく、変更等があることを御了承いただければと思います。

1ページから6ページまでは、平成25年度昭島市一般会計の歳入歳出予算の概要でございますが、歳入・歳出とも396億5,500万円で対前年度比5.5%の増となっております。

まず、1ページですが、歳入につきましては、市税は景気の低迷による個人所得の減や、法人税率の引き下げに伴う法人税割の減などにより、1款、市税総額では、対前年度比0.1%、2,250万円の減が見込まれています。また、消費の低迷などにより地方消費税交付金は大きく落ち込み、地方譲与税や税に連動した各種交付金も減が見込まれ、また、11款、地方交付税のうち、普通交付税は、6億2,000万円の交付を見込んでおります。22款、市債も19億100万円を計上するなど、引き続き25年度も厳しい財政環境となっていることがわかっていただけたと思います。

続きまして、2ページを御覧ください。上のほうに5年間の推移を見ることができそうですが、ここを見ると、毎年市税総額が減り続けている現状がわかります。

3ページには、目的別歳出があり、10款、教育費の歳出については、全体予算に占める教育費の構成費は、12.3%となっております対前年度比8.9%の増となっております。これは、主に清泉中学校除湿温度保持機能復旧工事と市民会館・公民館大規模改修工事の増によるものでございます。

4ページには、その目的別歳出の中で、主な増減要因を記載しております。

5ページは、性質別から歳出を、6ページにはその主な増減要因を記載しております。

7ページに、教育費の前年度との比較を科目別に示しており、教育費の総額は48億7,655万9,000円となっております。

増減の大きいものだけについて、主な要因について御説明いたしますと、まず、教育総務費の教育委員会費の3,119万8,000円の減額は、職員人件費の減でございます。また、教育指導費が2,549万4,000円の減額となっておりますが、図書

館支援事業、ICT支援員配置事業、生活指導員配置事業など、24年度は臨時雇用対策事業として補助金を活用しておりましたが、臨時雇用対策事業補助金が25年度はなくなりましたので、事業を縮小して実施することいたしましたものでございます。

小学校費の学校管理費の4,817万6,000円の減額につきましては、前年のプール改修工事が2件なくなったものが大きな要因でございます。また、教育振興費の1億2,522万2,000円の増額については、コンピューター教室の機器の買い換えによるものでございます。

中学校費の学校施設整備費の3億7,975万円の増額については、清泉中学校除湿温度保持機能復旧工事を実施するものでございます。

社会教育費の社会教育施設管理費の1億2,731万4,000円の増額につきましても、市民会館・公民館大規模改修工事によるものです。保健体育総務費の5,322万6,000円の増額は、スポーツ祭東京2013を実施するため費用を計上しています。

学校給食費の6,372万8,000円の減額につきましては、給食調理業務委託化に伴う人件費の減で、これにつきましては24年度予算額には、瑞雲中学校は委託化されていない予算で人件費を組んでいたのと、また25年度の福島中学校を予定しておりますが、それにつきましては人件費を当初から減しておりますので、実質2年分の人件費の減となっているため大きな数字になっております。

続きまして、8ページを御覧ください。学校教育部における主要事業を1として学校施設整備事業として、2として施設整備事業以外の事業について、課別に記載させていただいております。

10ページには、生涯学習部における主要事業を課別にそれぞれ記載いたしました。本来なら事業ごとの説明を申し上げないといけないところですが、時間の関係もございまして委員の方より内容のご不明な事業がございましたら事業名を上げていただきそれについて担当課長より御説明させていただきたいと存じます。以上でございます。

○委員長（紅林由紀子） はい、ありがとうございます。この件につきまして何か御質問はございますでしょうか。

一通り御説明いただきましたが、8ページ、9ページにつきましての事業につきまして何か御質問等ございますか。

ほぼ以前から御説明いただいていた内容のものだと思いますが。

特にはよろしいですか。それではこの件は終わりたいと思います。ありがとうございました。

それでは、続きまして報告事項3「通学路における緊急合同点検等実施結果について」説明をお願いいたします。

○学務課長（浦野和利） 報告事項3 通学路における緊急合同点検等実施結果について報告いたします。

昨年実施いたしました「通学路における緊急合同点検等の実施結果について」2月12日に開催されました「昭島市交通安全対策連絡協議会」において公表され

ましたので御報告いたします。

資料を御覧ください。

1. 実施の経緯でございますが、昨年4月以降通学路における重大事故が相次いでいることから、文部科学省、国土交通省、警察庁が連携して対応策を検討し、「通学路における緊急合同点検等実施要領」が作成されました。この要領に基づき各小学校ごとに学校及び保護者からの報告を受けて、学校、保護者、教育委員会、市及び東京都の道路管理者、交通管理者である昭島警察署による危険箇所合同点検を実施したものでございます。
2. 実施期間は、平成24年5月9日から8月8日まででございます。
3. 参加者は、各学校の代表者、保護者、昭島市教育委員会、昭島警察署、市及び東京都の道路管理者でございます。
4. 実施結果でございますが、合同点検実施箇所は93件、そのうち注意標識の設置や区画線及び路面表示等の施工、交通取り締まりの実施など対策済みの箇所が41件、交通安全施設等の設置、通学路の変更など、今後対策する予定の箇所が28件、交通標識の設置、交通安全施設の設置など、現在のところ対策が未定となっている箇所が24件となっております。

この対策未定箇所につきましては、例えばガードレールの設置要望があるが、道路の幅員が狭いために設置については困難性があるものや、信号機や横断歩道の設置について今後も昭島警察署に要望を続けていくものなど、現在のところ実施の見通しが立っていないものでございます。

実施点検箇所の詳細につきましては、次ページ以降の資料に記載してございますので後ほど御覧いただければと存じます。

以上でございます。

○委員長（紅林由紀子） はい、ありがとうございます。通学路における緊急合同点検の実施結果ということでございますが、この件について何かございますでしょうか。

○委員（石川隆俊） たまたま私は高齢者自動車講習を受けたんですけれども、そのときに大体7,000人ぐらいが交通事故で日本では亡くなるんですね。東京都で多分200人ぐらい亡くなるのかな。ところが非常に子供というのは少ししか亡くなっていない。一人とか二人とか三人、その辺なんですね。意外に子供というのは危なっかしく見えるけれども上手に身を防いでいるなという印象を受けましたけれども。ほとんど年寄りですね。半分以上年寄り。事故を起こすほうも受ける方も年寄りです。

○委員長（紅林由紀子） 運動神経の問題ですかね。

○委員（石川隆俊） だから年寄りは全然平気で出て行きますよね。だからそういうのがあるそうで。なるほど自分も年寄りですから人をひいちゃいけないし。子供は非常に意外に思うほど敏捷なものと。むしろいっぱい子供が死んでいるかと思ったんですよ。そうじゃないんですね。だから大きい事故が時々あるでしょ、突っ込

む。ああいうのは目立ちますけれども、意外に普段の道ではよく通学なんかも非常にうまく守られているという印象ですね。

○委員長（紅林由紀子） 確かに、結構普通の保護者は小さいうちから一緒に歩きながら、ちゃんと右、左、右とかよく言いますので、子供も結構一般的には危ないなというふうにしてよく見て渡るとかそういったことはよくしているようですね。ただ、ここで挙げられているのはそういった面でもすごく狭いとか見通しが悪いとか、そういった点を挙げていただいているんだと思うんですけども。これを拝見しまして、うちの所の部分を見ても確かに確かという部分がありました。とても細かく資料を提示していただいておりますありがとうございます。

これは、この結果については保護者へのフィードバックみたいなのは、学校の判断でされるのでしょうか。それとも何か見ることは、一般の市民ができるのかそういったような何かはあるのでしょうか。

○学務課長（浦野和利） 公表といたしましては、先ほど申し上げました交通安全対策連絡協議会に報告によって公表という形を取っておりますけれども、この資料という結果については各学校のほうにお知らせをしております。

○委員長（紅林由紀子） 学校のほうへは、特に何かこれはぜひ保護者に、こういう部分が危ないというふうに、多分PTAの役員さんとか一緒に回られたりとかされたんだと思うんですけども、一般の保護者もそれを周知させるようなそういったことというのは学校で何かあるんですか。セーフティー教室とかやられていると思うんですけども。

○指導主事（稲富泰輝） 代表的なところでセーフティー教室のところもありますが、セーフティー教室の際に、おもに低学年のところの廊下のところにあると思うんですが、地域安全マップというものがあって、ここが危ないとかそういう表示をしていますので、子供たちはそれをつくることで確認し、保護者の方もそれを見ながら確認するということがあります。また、学校によっては学校便りでこの部分が事故が多いですよということを周知するような学校もございます。

○委員長（紅林由紀子） そうですか、わかりました。やっぱりこの対策未定箇所部分がいろいろ困難な事情はあるんだと思うんですけども、ぜひ働きかけていただいて、対策を早く取っていただけるように引き続き働きかけをお願いいたします。ほかにはよろしいでしょうか。

○委員（寺村豊通） この今回出てきた資料って、多分教育委員会で始めて出てきたんじゃないかと思うんですけどもこういうのは毎年つくられているわけですよね。

○学務課長（浦野和利） 今回の緊急合同点検については毎年行っているものということではなくて、事故が相次いだことから今回実施したというものでございます。

○委員長（紅林由紀子） これは全国的に行われたということなわけですね。文科省の中で。自動車が飛び込んだりとかの事故で。

○委員（寺村豊通） こういう資料があるとわかりやすいですね。

○委員長（紅林由紀子） そうですね。こういった特に地図つきでこういうふうに出していただけると、本当に本当にといいふうに、見る側もやっぱり見ようという気持ちにもなりますし、すごくいいなというふうに思います。

○委員（寺村豊通） また何かあればこういう資料をまた出してもらって。こういったこともしているんだなということも市民の人にもよくわかると思うので。

○委員長（紅林由紀子） 学校便りなどで、部分的にこの校区の中のこういったマップごとこういうことがされましたということを報告していただいてもいいんじゃないかなというふうに私なんか感じますけれども、何かありますか。あまり、されている学校もあるのかもしれないんですけども、どうなんでしょうか。

○指導主事（稲富泰輝） 資料をちょっと今日、持ってきていないので一概に答えられないんですけども、そこについてまた学校のほうと検討してまいりたいと思います。

○委員長（紅林由紀子） はい、ありがとうございます。よく保護者の会話の中ではここは危ないねとか、ここに横断歩道がつけばいいのにねとかいったそういった会話はよくありますので、こういうことはちゃんとされて見ってもらってはいるということフィードバックしていただくだけでも、少し安心感が違うのかなというふうに感じます。

それでは、ほかにはよろしいでしょうか。ではこの件は終わりたいと思います。

それでは、続きまして、報告事項4「インフルエンザ様疾患による臨時休業措置状況について」説明をお願いします。

○学務課長（浦野和利） 報告事項4 インフルエンザ様疾患による臨時休業措置状況について御報告いたします。

今シーズンのインフルエンザの状況でございますが、12月中旬から流行し始め、1月31日に東京都福祉保健局からインフルエンザの流行警報が発令されました。本市のインフルエンザによる学級閉鎖等の状況につきましては、1月15日の昭和中学校1年4組から始まりまして、2月8日現在、小学校では学級閉鎖は6校で13学級、中学校では学級閉鎖は2校5学級となっております。昨年2月の教育委員会定例会で御報告した数は、2月9日現在で、小学校で学級閉鎖が9校24学級、学年閉鎖が5校10学年、中学校では学級閉鎖が2校9学級でございましたので、今年は去年よりは少ないという状況になっております。

各学校にはエタノール消毒液やマスクを配布し、感染予防に努めるとともに、外出後のうがい、手洗いの励行や、できるだけ人混みへの外出は控えること等に

ついて、また感染拡大の防止のための措置として、咳エチケットの徹底等に周知してまいりました。

今後とも各学校の情報を収集するとともに、感染拡大の防止のために予防措置の周知等につとめてまいりたいと存じます。

以上でございます。

○委員長（紅林由紀子） はい、ありがとうございました。インフルエンザ様疾患による臨時休業措置状況ということですが、この件につきましては。

○委員（石川隆俊） ちょっと教えていただいてもいいですか。まあ、インフルエンザ様ですから恐らく医者診断がなくてもそういう症状を持つと多少思うんですけども、何人ぐらいそういう症状が出れば休業にするかというそういう判断は全部学校がなされるんですか。

○学務課長（浦野和利） 規定があるわけではありませんけれども、おおむねクラスの20%ぐらいがこういった症状が出て欠席しているときに、学校と学校医と相談して決めさせていただいているという状況でございます。

○委員長（紅林由紀子） よろしいでしょうか。ほかにはいかがでしょう。よろしいですか。では、この件は。

だいぶ少し下火になってきたという感じですか。

○学務課長（浦野和利） はい、2月8日以降落ち着いているようでございます。

○委員長（紅林由紀子） はい、ですので、今年はこんな状況でしたということだと思います。それでは、この件は終わりたいと思います。

続きまして、報告事項5「平成25年度昭島市立学校教育推進計画（HDSプラン）」について説明をお願いいたします。

○指導主事（稲富泰輝） それでは、報告資料5 平成25年度昭島私立学校教育推進計画（HDSプラン）について資料をもとに御説明いたします。

本事業は「昭島市教育振興基本計画」に基づき、児童・生徒が将来への希望、これがH、Hopeです、を持てるよう教育課程を工夫、Device、Dです、し、学習意欲の喚起と学力向上を主眼とする実施計画となっております。

これを受け、ここには先生と書いてありますが、学校はSpirit、意欲に満ちた教育活動を推進していく予定、これを略称HDSプランとして進めていくことです。

平成24年度から3年間の計画を立て、中間評価を行いながら進めてまいります計画も、平成25年度は2年目、真ん中の年を迎えます。また、各種調査を活用し解決策を見直していくなど、中長期的な視点を持ち、各学校が教育推進を行っております。

本日は平成24年度の中間評価を踏まえて御報告させていただきます。まず、皆

様にお配りしました1枚目、おそらくA3の資料になっているかと思いますが、左下、「共通指標による評価の流れ」を御覧ください。

まず、平成24年度の間接評価は、平成24年7月に行われました東京都の学力向上を図るための調査、こちらは小学校5年生、中学校2年生を対象にしました調査でございます。この結果を踏まえて各学校はこの教育推進計画を見直し、プランは膨大になっておりますが本日の案のとおり提出いただいているところでございます。ですので、こちらの計画につきましては、平成24年度に入る前につくってありますが、平成25年度も前年と同じというのではなくて平成24年度7月の学力調査の結果を踏まえて見直しているものでございます。

なお、平成25年度は4月に小学校6年、中学校3年で全国の学力調査があります。こちらは平成24年度の、小5、中2が、平成25年度は小6、中3になりますので、同一集団でその変容を確認しこの教育推進計画がしっかり進捗されているかどうかということを見てまいりたいと思っております。

プランについては膨大な量になりますので、各学校の内容はお時間があるときに御覧いただければ幸いです。

以上、簡単になりますが、報告を終了します。

○委員長（紅林由紀子） はい、ありがとうございます。この件につきまして何か御質問御意見ございますでしょうか。

一つ質問させていただきたいんですけども、ただいま御説明いただいた同一集団による比較ということなんですが、都の学力調査と全国との学力調査で調査内容、調査の母体が違い、問題をつくっているところが違うということで、そういったところでも、偏差値の比較をすればその改善というか学力が伸びているとかは比較できるということなんでしょうか。

○指導主事（稲富泰輝） まず、東京都の学力調査と国の学力調査で同一のところと異なるところがありますのでそちらについては報告いたします。

東京都の学力調査は例年問題内容が若干変わってきつつあり、いつも教育委員会で報告する度にこの内容はいつも同じなんですかという質問を受けておりますが、東京都の学力調査は、平成24年度から同一の内容で行っていくということで我々事務局も聞いております。東京都の学力調査については主に基礎の問題と探求の問題、こちらの問題となっております。そして、全国学力調査については、基礎の問題と、応用の問題となっております。基礎の部分については両学力調査とも、内容があるということでこちらの数値は同一で見ることができると判断し、このような計画を平成24年に入る前に立てております。よろしくお願ひします。

○委員長（紅林由紀子） はい、わかりました。ほかには何かございますでしょうか。

もうあと一つ、これは各校の教育推進計画をざっと拝見させていただいたんですけども、さまざまな取組みを各校工夫していただいて非常に期待したいなというふうに感じたわけなんですけれども、1点だけ、先ほど小林委員のほうからもお話ありましたけれども、5、6年生で今、小学校の学習指導要領で英語が始

まって、学校によっては結構3年生から、国際理解教育という形でALTの先生なり、外国の人をお呼びしてといった授業をこのプランの中に入れてやる計画の学校も何校かあるようなんですけれども、これが結局やっている学校とやっていない学校がある時点で、5年生になってみんな同じように英語をやるという形になっていくと思うんですけれども、市の方向としては、今グローバル社会に向けてということで非常に英語教育に力を入れてきているところで、これをどうにかということじゃないんですけれども方向として、3年生ぐらいから全校でこういった教育を入れていくようなことを検討していただけないかなと個人の感想としては思うところであります。今後ちょっと御検討いただければというふうに思いますが、いろいろやはり難しい部分があるんでしょうか。

○指導主事（稲富泰輝） いくつかの小学校で国際理解教育として位置づけられているところがあります。こちらについては、3、4年生の総合的な学習の時間の国際理解教育の領域で指導いただいているところなんですけど、やはりここの研究を進めていく中で、よさを多くの学校に広めていくようなことはこちらとしてもさせていたいただいているところでございます。

ただ、小学校の外国語活動につなげていくことで一点考えなければいけないのは、あくまでも語学の習得ではなくて、外国語への慣れ親しみと。中学校に、先ほど小林委員からも御指摘がありました、中学校に入ったときに意欲を持って今度は英語を学習するというところがありますので、そのところについてあまり行き過ぎた指導はできないのですが、国際理解教育のよさについて広めていくように考えてまいりたいと思いますのでよろしく願いいたします。

○委員長（紅林由紀子） そうですね。今、結構幼稚園とかでも保育園とかでも英語活動ってよくされていて、その部分で既にある程度、英語に親しんでいるお子さんもいらっしゃるし、結構教育テレビなどでもそういった放送、小学校英語みたいなそういった番組もよくありますし、そういった中で、もちろん語学を習得していくという形ではないにしても、そういった国際文化と触れる機会をあまりとぎらせずにあるといいんじゃないかなと感じるわけなんです。ですので、ちょっとそれについては、少し考え、検討していただければというふうに感じます。

ほかにはよろしいでしょうか。それでは、この件については終わりたいと思います。

続きまして、報告事項6「学校における体罰の実態把握について」先ほどもありましたけれども、この件について説明をお願いします。

○指導主事（稲富泰輝） 学校における体罰の実態把握について説明をさせていただきます。報告資料6に基づいて説明をします。

まず、調査対象は小学校と中学校に分けて実施しております。小学校につきましては「暴力による体罰の実態把握」という教材で校長、教職員及び全児童を対象に実施し、中学校は部活動指導における暴力による体罰の実態把握という形で部活以外も含めて校長、教職員全生徒を対象に実施しております。

調査期間は2月の校長会説明した後に実施を開始しておりますので、平成 25

年2月5日火曜日から平成25年3月6日水曜日の期間で実施をしている最中でございます。

具体的な調査方法は、小学校では、校長による「暴力はいけない」という講話を全校朝会などで実施した後に「よりよい学校生活のために」という紙で質問紙調査をさせていただいております。先生方におきましては2枚目の「よりよい学校生活のために」とルビが振ってあるものについてこの用紙で実施しております。こちらにつきましては児童の発達段階を考えていくと、体罰という言葉について低学年のところはまだわからないというところもありますし、学校生活全般も踏まえてこちらの調査方法に基づくという形で考えています。また、加えまして次の紙になりますが、聞き取り内容というものに基づきまして、校長が教員に今年度体罰を行っているかいないかについて聞き取り調査を実施しているという形で小学校は行っております。中学校につきましては、先に学級担任から生徒に対して次の紙になるかと思いますが質問紙という形で配布し、体罰の調査について実施しております。ここでいう体罰は質問紙の下の枠に書いてありますが、殴ったり蹴ったりすることということを生徒に示しているかの調査をしていくことになります。

加えて、校長から5枚目になりますが、聞き取り内容に基づいて今年度体罰を行っていないかを教員にやっていますが、こちらは部活動のみならず部活動以外の指導についても確認をしてまいる調査でございます。

この調査につきまして、学校側が不明確な部分がある場合につきまして教育委員会事務局に学校から事前に相談するようというのを伝えてありますことをあわせて報告させていただきます。

以上、簡単になりますが、本調査結果につきましては次回の教育委員会で報告予定でございます。以上でございます。

○委員長（紅林由紀子） はい、ありがとうございます。学校における体罰の実態把握ということでございますが、この件につきまして何か御意見ございますでしょうか。

よろしいですか。この小学校の子供たちに向けての調査用紙なんですけれどもすごく工夫されているなという印象がありますけれども、これでそのことは拾えるのかなという疑問がちょっと私にはあります。すごくストレートじゃなくてオブラートに包んだような聞き方をされているので、これで出てくるのかなという疑問がちょっとありますけれども、もっと本当に体罰という言葉自体は子供にとって理解しにくいとは感じますけれども、もっと率直に学校で嫌だったことはありますかみたいな聞き方のほうが聞けるんじゃないかと思いますが、これは都とかで統一されたものじゃなくて、市で考えられたものなんですか。

○指導主事（稲富泰輝） この調査につきましては、東京都からの依頼もありまして、東京都から示された例を参考につくらせていただいたものです。ただ、これにつきましては紅林先生からいただいたように具体的に書かれないのではないかとすることも懸念されます。ただ、昭島市教育委員会としましては、ふれあいポストというものを設置しているところもありますので、ここの面からでも拾えない部分

も出てくるかもしれません。それもありますし、ここで気になった件につきましてはやはり担任がその子供と向き合って解決に向けて、これは体罰のことではなくて学校生活全般で子供たちの悩みについて確認をしていこうという形でやりますので、いろいろな手法があるかと思いますが、発達段階を考慮してこの形で今学校に依頼をしているところでございます。

○委員長（紅林由紀子） はい、わかりました。

○指導室長（宇都宮聡） 今回の体罰調査については義務教育学校にやっているということで御理解をいただきたいんです。桜宮にしましてもその他にしましても、都立高校、義務教育以外のところでやっているものであるということがまず第一にありますので、義務教育の学校では学校長、副校長が授業観察に回っていたり、部活動に顔を出して指導の方法とかを見ていたり、これは日常の把握の仕方が高校等とは違っているのかなと思うんですね。ですので、もし体罰案件があるのであれば、既に私のところに上がってきてサービス事故として上げているはずなんです。ここではそれをもう一回再点検し、教職員にいじめの時と同様に、再度体罰はいけないんだよということを徹底させると認識させるというねらいもございますので、これで上がってくるかどうかということに関しては、もう調査をして、上がったならば、すぐ私に知らせてくれというふうに各学校長のほうにはお話をさせていただいていますので、ただ時期がこれだけ長いということもあります。長いのは都立校の入試が来週あるということで、その辺の3年生の配慮を考えるとちょっと期間を長くしているところもあるということを知っておいただければなというふうに思っております。よろしくお願いいたします。

○委員（石川隆俊） 私の感想ですけれども、もちろん絶対体罰はいけないと思いますし大事なことなだけで、うっかりすると不信感みたいにお互いになったり、かなりギリギリのところ微妙なところもあるかもしれないから、万が一上がった場合、それを考えると厄介ですよ。厄介というか本当に大変なことが起こりますよね。扱いはとても難しいと思いますね。

○指導室長（宇都宮聡） そういった案件が上がってきた場合には、これはもう都のほうに上げる、サービス事故としてね、上げる。当然その前に私のほうからも学校のほうに入っていった聞き取りはしますし、調査もしますし、そうした上でこれは起こったら適切に処分していきたいなというふうに考えています。

○委員（石川隆俊） 今のところないらしいというので、昭島の場合には比較的そういう状況を踏まえてだと思えますけどね、これはもしも本当にそんなことが起こったらお互いに傷つけ合うということになるから厳しいことになる、ちょっと思っただけです。

○委員長（紅林由紀子） 小学校は本当はないんじゃないかなと私も思っはいるんですけども少なくとも。

○委員（石川隆俊） 部活はあり得るし、上級生がしたとかいうことだってないとは限らない。

○委員長（紅林由紀子） ないとは思っているんですけども、聞き方の問題として、子供にストレートに自分の本心をはき出させるようなというか、言い方として、特に低学年の子にですね、これでわかるかなとかいうか、っていう気持ちがちょっとありましたので。

○委員（石川隆俊） あともう一つは、自分がその被害者になりたいとかいうかな、意識的にそういうふうに訴えることもあり得るわけだから真に受けちゃいけないということもあるかもしれないね。

○委員長（紅林由紀子） その辺はどうですか。

○指導主事（稲富泰輝） こちらは校長会でも同様な質問が出ました。今の石川先生の御指摘ですと、紙には子供はそう書いたけれども担任はやっていないということですね。それは十分に校長が聞き取りをしてくださいますということにしています。ですので、その紙に書かれたことだけで判断するのだけではなくて十分聞き取りをして。あとは報告の中にありますけれども、不明な点があったらこちらに聞いていただきたいということですので、慎重に取り扱っていくことになっています。

○委員長（紅林由紀子） ほかにはよろしいでしょうか。ではぜひ慎重によろしく願いいたします。

それでは、この件は終わりたいと思います。

それでは、報告事項7「第2次昭島市生涯学習推進計画（案）」に関するパブリックコメントの結果について」お願いします。

○社会教育課長（片岡国幹） 報告事項7 第2次昭島市生涯学習推進計画（案）に関するパブリックコメントの結果について御報告させていただきます。

昨年5月に設置した昭島市生涯学習推進計画策定委員会において検討した第2次昭島市生涯学習推進計画案について平成24年12月1日から平成25年1月4日までの年末年始を挟み35日間パブリックコメントを実施いたしました。2人の方から御意見をいただいております。御意見の提出方法は郵送がお一人、ファックスがお一人でございます。

恐れ入ります、裏面を御覧ください。御意見は件数にして3件、いずれも「第2章 第2次生涯学習推進計画の方向性」についての御意見です。

1点目は小中学生の自国の文化伝統を経験する機会を多く設けてほしいとの御意見です。

本計画では、「市民相互と地域のつながりを育てる生涯学習」を目標としております。現状でも薪能などの鑑賞、陶芸教室での体験などさまざまな取り組みを行っておりますが、本計画を推進する中で、さらにこうした文化伝統の継承の機会も充実していくものと考えたとの回答としております。

2点目は、「自分たちの地域は自分たちの力で」との発想で、「共生の力」「参加の力」「帰属の力」により、「地域に感心と地域活動に意欲のある市民の誕生が期待できる。」との御意見をいただいております。こちらにつきましても「市民相互と地域のつながりを育てる生涯学習」との表現の違いはございますが、目標とするものは同じものと考えますので、本計画を推進する中で、「地域に関心と地域活動に意欲ある市民の誕生が期待される」というふうに回答をしています。

3点目は計画の推進について、アドバイザー組織の必要性を示し、一例として「コーディネイト会議」の立ち上げを、との御意見をいただきました。こちらにつきましても、本計画でコーディネイト役の必要性、地域の中でのコーディネイト機能の構築を提唱しておりますので、この中で「コーディネイト会議」などの組織も検討されていくものと考えるという回答とさせていただきました。こういった回答ですので内容的な修正は行っておりません。

1月28日に、第6回の策定委員会を開催し、策定委員会としての考えとしてまとめたものでございます。この結果については今後、市のホームページで公表をしております。よろしくお願いいたします。

○委員長（紅林由紀子） はい、ありがとうございました。第2次昭島市生涯学習推進計画（案）に関するパブリックコメントの結果について御報告いただきましたがこの件につきまして何か御質問、御意見ございますでしょうか。

今回3件ということでこれは少ないほうなのかなというふうには感じますが、どうですか。

○社会教育課長（片岡国幹） 内容によって皆さんの関心に違いがあるのかなと思います。特に今回いただいております意見につきましても、今ほど説明いたしましたように、内容的なものというよりもこれを進めていく上でこういうことをしてほしいと、こういうことがあってほしいというような御意見だったと思います。ですので、計画については賛同は得られているのかなというふうに理解しております。

○委員長（紅林由紀子） はい、わかりました。ありがとうございます。

特にほかにはよろしいでしょうか。では、第2次ということでこの計画が効果的に推進されることをぜひよろしくお願いいたします。

では、この件は終わりたいと思います。

それでは、続きまして、報告事項8「1月の社会教育関係諸行事の実施結果について」説明をお願いいたします。

○社会教育課長（片岡国幹） 報告事項8でございます。1月の社会教育関係諸行事の結果について御報告させていただきます。

初めに、「第43回新春体力づくり歩け歩け大会」でございます。1月1日、元旦ですけれども昭和公園から拝島第一小学校までの約5キロを歩いていただき、約300名の方が参加していただきました。

2点目の中学生ランニング教室は、スポーツ祭東京2013、また2020年のオリンピック招致の広報活動として、エリック・ワイナイナさんを講師にお迎えし、

中学東京駅伝大会の参加者など 81 人の中学生の参加のもと、1 月 12 日に昭和公園陸上競技場でおこなわれました。

3 点目、「第 58 回昭島新春駅伝競走大会」については 1 月 13 日の日曜日に実施いたしました。当日の参加チームは 235 チームで参加者は 1,635 人でありました。

4 点目の「第 59 回の昭島市成人式」については、1 月 14 日の成人の日のフォレスト・イン昭和館で実施いたしました。対象者は 1,097 名、出席者は 770 名で出席率にしまして 70.2%でございます。

恐縮でございます。裏面をご覧いただきたいと思います。今回の式典の状況でございます。午前 10 時から受付を開始し、11 時から式典第 1 部、会場を立ち席にしての第 2 部の立食パーティーといたしました。第 2 部では一部の新成人が壇上に上がろうとしたりマイクを取ろうとするなどの妨害行動がありました。これにつきましては市職員、それから警察官が制止したところでございます。

この後、式典終了後になりますけれども、当日雪という状況もございまして、ホテル内に、多くの新成人、また保護者の方がごった返している状況にございました。また、市職員は帰宅の誘導をいたしました。一部成人と先輩グループでしょうか、小競り合いが若干ございました。また、新成人同士のトラブルがありました。いずれもホテルスタッフ、市職員、警察署員が制止し帰宅をさせましたが、ホテルスタッフの軽い打撲、またホテルの備品に若干の破損がございました。新成人 11 名の実行委員、また御来賓の方など多くの皆様の御協力のもと開催した成人式が数名の心ない新成人のためにこのような結果になったことはまことに残念なことであります。

今回の成人式の反省を踏まえ、来年度の式典運営についてまた検討してまいりたいと思います。

恐れ入ります、資料の表面にお戻りください。5 点目の家庭用品バザーについてでございます。1 月 27 日、市役所の市民ロビーにおきまして実施いたしました。出品点数が 5,525 点、売上額が 48 万 605 円であります。前年に比べて 16 万円程度の減収でございます。この売上金につきましては、社会福祉協議会への寄付と「あすを創る協議会」の運営費に充ててまいります。

以上、1 月の社会教育関係の諸行事の実施結果について報告とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○委員長（紅林由紀子） はい、ありがとうございました。たくさん行事も多く、大変お疲れさまでございました。

この件につきまして、何か御質問や御意見などございますでしょうか。

非常に駅伝は盛り上がり、参加チームも多く大変よかったなと感じます。成人式は報告にあったように少し残念な部分がありましたが、この破損についての弁償とかそういったことはどういうふうになるんですか。この場合。

○社会教育課長（片岡国幹） こちら会場をお借りしているというところで、私のほうで弁償ということにはなりません。あと破損という表現を使っていますが、この破損についての弁償とかそういうことはどうなるんですか。この場合。

テーブルのガラス台が落ちたりとかはありましたが、ガラスも特に割れることはございませんでしたし、けがについても大事になっておりませんが、こういう実態があったということで報告をさせていただきます。

○委員長（紅林由紀子） わかりました。ありがとうございました。そうですね、やっぱり新成人の方は実行委員として運営されているので、なお一層やっぱりこういうことがあると本人たちもすごく残念な気持ちになると思いますので、こういった一部の心ない若者がいることはいると思うんですけども、なるべくこういうことが起こらないように知恵を出し合って対処していただければというふうに感じました。

やはり最初の式典は転換に時間がかかっても椅子は全部出したほうがいいのかなというふうに私はちょっとあの場においてちょっと感じました。あと、やはりこの式典がどういった意味合いのもので、こういう30分の式典の中ではどういうことを最低限守ってもらわなければいけないのかということは、どこかに明示してもいいのかなというふうに、それはちょっといろいろな御意見があるのかもしれないんですけども、やはり社会に出たからには社会に出ての、その場その場でのマナーというかそういう部分があると思うので、そういう部分ははっきり知ってもらおうという部分は必要なのではないかなというふうに個人としては感じました。

ほかに何かお感じになったことはございますか。委員の皆さんで。

○委員（石川隆俊） 今までやっぱりどちらかという、昔なんかは成人したときには多少緊張感みたいなのが出るというのはあったでしょうけど、今のほうはなんというかな、仮装行列とっちゃなんだけど、若干そういう面も出てきていますな。だからそれは楽しみでいいと思うけど、青年の。だけどもまあ随分余裕がある話ですよ。

○委員（寺村豊通） 来年に向けて、そういった反省というかそういったことも踏まえて何か対応策みたいなのを考えているんですかね。

○社会教育課長（片岡国幹） これから1年ありますので、この中でまたいろいろ策は練っていききたいと思いますが、いずれにいたしましても今回も、お酒を持ち込もうとしたり、酒気を帯びた方たちが入っていますので、もともとお酒の持ち込みについては、その場でも制止をしたところがございますけれども、その辺酒気を帯びているものの入場はできませんとか、その他不要なものを持っては入れないというか、そういうところはまず徹底をしていきたいと考えます。

それから平成10年以降、フォレスト・イン昭和館を使わせていただいております。これは一つの成人式の昭島市の売りものにもなっておりますので、ホテルさんだけではなくて、私どもの職員の数なども少し見直しが必要かというふうに現状では考えております、今御意見いただきましたように今後また検討させていただきたいと思っております。

○委員長（紅林由紀子） ほかにはよろしいでしょうか。

○委員（小林和子） 私も、成人式に参加して、袴の人たちが壇上を駆け上がろうとしたり、まあ、片や一生懸命市長さんとか委員長の話を聞いている、聞こうとしている成人もいた反面ということで、思いますけど、結局あの人たちもやっぱり自分を誇示、目立ちたいんですね。自分を目立たせて何とか認めてもらいたいという、そういう場がなかなかないから、ああいうあの場でそういうふうになったのかなと思います。これからも排除をしたら今度はほかでもっとひどい悪さをするとか何とかになってしまうといけないから、そういう人たちも受け入れつつというか、ただやっぱり成人になったし大勢の中ではどうあるべきかというような自分の身の律し方というような、そういうことは教えていく必要は、社会人として教えていかなきゃいけない、それは私たち大人の役目かなんては思います。なかなかあの場でああいうふうになっていると、そんな言葉で言っても聞かないとは思いますが、それでもやっぱりそういうことはいけないんだと、きちっと、くどくても何回でもその人たちにいけないんだということを言っていく必要はあるかなというふうに思います。だからそういう面でなかなかやっぱり市の職員の方、ホテルの方が対応しきれないようなことも。警察の警備課長の方も待機していたって、そういう方たちの力を得ることも必要かなんて思います。やっぱりいけないことはいけないときちっと教えなきゃいけないとは思いますが。たまたま成人式がそうだったって電車の中だってどこだって目に余ることはいっぱいあるわけですからね。それを大人の私たちがきちっと威厳を持って言っていかなきゃいけないのかなと思いますね。

○委員（石川隆俊） 今言われた昭和館って比較的ホテルというか上等な、雰囲気でもさすがに飲み物も出るというような状況で、昭島市の成人式は行われているわけですが、仮にあれをごくシンプルな何もなし、うちの組織を使ってやった場合はその参加者はうんと減ったりあるいはあまり行きたくないというこういう雰囲気になるのかその辺のことは聞いていますか。

○社会教育課長（片岡国幹） 今回 70%、雪の中でも 70%ということで、前回は 75%でございました。昭和館にいったからそれぐらいの水準できておりますけど、それ以前は市民会館でしたので 50%前後だったということです。ただ今回先ほども委員長からお話がありました実行委員会、式典から時間をおいて、最終回として反省等を聞いたんですけれども、成人の中では必ずしもそれにはこだわってはいない、やっぱり成人式ということで僕たちは来ていますというお話は何っておりますが、やはりホテルというのは魅力の一つになっているんだろうとは思っています。

○委員長（紅林由紀子） やはりホテルにしてから参加者の立ち居振る舞いも割とよくなったとか、というようなことをちらっと聞いたことがあるんですけどもそういうやっぱりこういうような立派なホテルでそんな変なことはしちゃいけないみたいなそういう雰囲気というのはあるんですかね。

○社会教育課長（片岡国幹） それはホテルでおこなうことで、ぜひそういうふうにあつてほしいなということだと思います。

○委員長（紅林由紀子） そうですね。そういうふうにあつてほしいなというふうに思いますので、どうぞよろしく願いいたします。これからも私たちが毅然とした態度を崩さないようにしていきたいと思います。

それではこの件は終わりにして、また来年度よろしく願いいたします。

それでは、報告事項9「スポーツ祭東京2013昭島市民ボランティアの募集について」説明をお願いいたします。

○生涯学習部長（伊東一彦） それでは、スポーツ祭東京2013昭島市民ボランティア募集について御報告を申し上げます。資料の9になります。全国から訪れます選手、監督、一般観覧者を市民等と協働によるおもてなしの心でお迎えするため、市民ボランティアを募集するものでございます。

募集期間につきましては、平成25年2月1日から5月31日まで、募集要件につきましては、中学生以上の個人又は団体、但し18歳未満のものは保護者の同意が必要でございます。募集人員につきましては100名程度を予定してございます。募集方法でございますが広報あきしま、ホームページ、また市役所1階の総合案内所等でチラシ等の配布を予定しております。応募方法でございますが申込書によりましての郵送、ファックス、メール等で応募を受け付けすることになっております。

活動期間でございますが、平成25年11月30日までとなっております。業務内容でございますが、受付案内業務や清掃業務、飲食物の提供あるいは大会の記録等など競技運営意外に関する業務全般についてお願いすることになっております。

裏面を御覧ください。報酬及び交通費等でございますが、報酬は無償といたしまして、交通費も自己負担となっております。ただし、服飾などの式別用品や昼食につきましては必要に応じて支給をいたします。

その他でございますが、ボランティア活動に対しましては研修会の実施や、あるいは傷害保険等必要に応じて加入をすることになっております。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○委員長（紅林由紀子） はい、ありがとうございます。スポーツ祭東京2013の昭島市民ボランティアの募集についてですが、この件につきまして何かございませうでしょうか。

傷害保険等について必要に応じてということなんですけれども、私が所属しているボランティアは、入会するときもう既にボランティア保険に入るのが、もう決まっているんですけれども、必要に応じてということは、内容によっては入らなくてもいいのか、そういった区別をするということですか。

○生涯学習部長（伊東一彦） 基本的にはボランティア保険には入っていただきますが業務によっては他の保険も考えられます。

○委員長（紅林由紀子） はい、ありがとうございます。そうですね。たとえば私の所属しているボランティアなどは、ボランティアの活動をしている間に起こった事故とかそういうのには関係なく、例えば、ボランティアをしている場所でただ歩いている中で、例えばそこで転んでそこで骨を折ったとか、っていう場合もそういった保険の対象になるわけなんですけれども、そういう意味では業務によって必要、不必要の差があるのかなというふうに感じたんですが。

○生涯学習部長（伊東一彦） ボランティア保険は、いろいろなボランティアをやっても、そのボランティア保険が適用になります。国体については、国体の業務だけに限定しての保険を考えております。また、期間も11月30日までとなっていますのは、実際の業務がなくても、記録の整理や撮った写真の編集等もあることから精査も必要であることから必要に応じてという表現になってございます。基本的な考えといたしましては加入が前提となっております。

○委員長（紅林由紀子） はい、わかりました。ありがとうございました。ほかにはなにかございますか。特によろしいですか。

○委員（小林和子） 応募要件に特に市内とはうたっていないのですが市外の方でもよろしいんですか。

○生涯学習部長（伊東一彦） 市外の方でもこの昭島市の国体でボランティア活動をしていただけるのであればできます。

○委員（小林和子） ありがとうございます。

○委員長（紅林由紀子） ほかによろしいでしょうか。

それでは、ないようですので、ぜひたくさんの方のボランティアの方が募集していただけることを願っております。

それでは、以上で報告事項1から9の説明が終わりました。

報告事項10から15については資料配付のみとなっておりますが、事務局への質問などございましたらお願いいたします。

○委員（寺村豊通） 報告資料12なんですけど、「食育シンポジウム」ということで、市役所1階の市民ホールで107人集まったとっていますが、107人あそこで集まるとかなりの人数だと思うんですけども、どんな内容のシンポジウムをされたんでしょうか。

○学校給食課長（沖倉正樹） 一部が、つつじが丘南小学校の実践報告というようなことで子供たちが献立を考えたり、あとは先日、昭島のフードグランプリが行われましたけれども、ああいうものに出せるような、昭島の名物になるようなそういうB級グルメを考えてみようとか、そういった活動をされたので、その報告をしていただきました。

それからもう一つは、田中小学校のお子さん方に直接来ていただいて、それで田植えの経験からまた今回はよもぎもちづくりというのを体験していただいたんですけども、その様子とか感想等を発表していただいたと。

第2部はそういうことを踏まえてシンポジウムという形でパネルディスカッションといったような形式で市の栄養士、それからあと学校側は校長先生、それからあとは生産者の方もお二人ほど来ていただいて、それぞれの立場で意見交換をしていただいたとそんなような内容でございます。

○委員長（紅林由紀子） よろしいでしょうか。大変盛況でございました。ほかにはよろしいですか。

それでは、ないようですので、続きまして「その他」の事項について事務局から何かございますでしょうか。

よろしいですか。それでは次に、次回の教育委員会日程についてお願いします。

○庶務課長（丹羽 孝） 次回の教育委員会定例会の日程でございますが、3月22日金曜日、午後2時30分から、場所はここ市役所301会議室で行いますのでよろしくお願いいたします。

○委員長（紅林由紀子） 次回は3月22日ということでございます。

ほかにはよろしいでしょうか。それでは来月は、小学校、中学校の卒業式もございましてどうぞよろしくお願いいたします。

それでは、以上をもちまして、本日の日程はすべて終了いたしましたので、第2回定例会を閉会いたします。長時間にわたりお疲れさまでございました。

平成 年 月 日

署 名 委 員

3 番 委 員

4 番 委 員

調 整 担 当